

山口県の不当な仕打ちと闘う専門里親廣岡綾子さんの裁判への傍聴 を呼びかけます！

呼びかけ人

福田 和子（当会会長、新日本婦人の会長門）、李 陽雨（シンガーソングライター）入江 拓（大学教員）、江原満寿男（下関市議会議員）、金山 三郎（黒井不法投棄・原状回復訴訟原告）、鵜野 保雄（日本とコリアを結ぶ会・下関）、清水 満（当会事務局長、日本グルントヴィ協会幹事）鈴木恭子（日本基督教団下関西教会牧師）、竹中 勝美（里親）、佐野 太（牧師）、西中 波江（NPO法人理事長）、廣岡 逸樹（原告夫）、横山真佐子（翻訳家、児童書専門店経営）、村中 李衣（児童文学者）（順不同）

2011年12月、専門里親である廣岡綾子さんは、行政機関（萩児童相談所）が里親を乱用し著しく傷つけたとして、山口県知事を相手に裁判を起こしました。それは管轄の萩児童相談所から十分な説明もなく、また里子にとって、よいと思えない一方的な判断により、突然里親子関係を断ち切り、夫婦ともども心身ともに変調をきたすほど大きな精神的ダメージを受けたため、国家賠償法に基づく慰謝料請求を行ったものです。

10月6日の第18回までは非公開で行われてきましたが、次回第19回は双方の証人尋問となり、公開となります。具体的には、児童相談所の調査義務違反、支援義務違反行為が行政の裁量権を大きく逸脱したものであるかどうかが主な争点になります。

当日は裁判の傍聴以外に、集会や弁護士からの説明、街宣行動などを予定しています。裁判の傍聴の人数は裁判官に社会的関心を集めている重大な案件という印象を与え、審理に影響します。多くのみなさんの参集をお願いします。

○平成23年（ワ）第555号 損害賠償請求事件 （第19回口頭弁論）
日 時： 2014年12月10日（水）9時30分に裁判所前集合
10時～原告廣岡綾子さん、夫廣岡逸樹さん証人尋問
14時～被告（当時の担当児童福祉司、課長）証人尋問
場 所： 山口地方裁判所（山口県山口市駅通り1-6-1）

原告弁護団は、新山口法律事務所沼田幸雄さんを初め、岩佐嘉彦さん（大阪府）、山口宣恭さん（奈良県）、濱田忠司さん（周南市）の計4人で構成されています。

調査義務違反としては、

①里子と里親夫婦が通告した、かつて里子がいた施設内で5人に及ぶ職員から施設内虐待を受けていたという訴えに対して、ほとんど調査を行わず、闇に葬ったこと。

それに伴い、その子の適切なダメージアセスメントができず、里子の利益を侵害し、かつ里親に多大な負担を強いたこと。

②里親と里子との関係が「不調である」と判断するに当たって、フェアな調査を行わず、既にある情報についてもアンフェアな対応をしたこと。また、里子と里親を分離する際に、現時点では「嘘」としか言えないことを伝えて、里親を騙したこと。

支援義務違反としては

委託解除を行うに当たり、里親ガイドラインとは全く異なる対応を里親夫婦に行い続けたこと。委託解除理由の説明すらまともにせずごまかし続け、里親ガイドラインとは正反対のことを行っていたことが今までの裁判の中で明らかになっています。（他省略）

里親と社会的養護問題解決を考える会

(専門里親廣岡綾子さんの裁判を支援し社会的養護問題の解決を考える会)



呼びかけ人

福田 和子（当会会長、新日本婦人の会長門）、李 陽雨（シンガーソングライター）入江拓（大学教員）、江原満寿男（下関市議会議員）、金山 三郎（黒井不法投棄・原状回復訴訟原告）、楢野 保雄（日本とコリアを結ぶ会・下関）、清水 満（当会事務局長、日本グルトヴィ協会幹事）鈴木恭子（日本基督教団下関西教会牧師）、竹中 勝美（里親）、佐野 太（牧師）、西中 波江（NPO法人理事長）、廣岡 逸樹（原告夫）、横山真佐子（翻訳家、児童書専門店経営）、村中 李衣（児童文学者）（順不同）

（シンボルマーク：辛夷の花：信頼）

私たちは、3回の結成準備会を経て、10月29日に「考える会」を発足し、廣岡綾子さんの裁判を支援し、日本の社会的養護問題の解決に向けて活動開始いたします。

子どもの権利条約を日本が批准して20年が経ちますが、日本の社会的養護の子ども達の権利は充分に守られていません。児童相談所、乳児院、児童養護施設など本来子どもの権利を最優先して守るべき機関は、さまざまな問題を抱えています。

廣岡綾子さんの裁判をとおして、私たち市民が「社会的養護」の問題をしっかりと捉え、解決に向けて歩み出していくことが、日本の全ての子ども達の幸せにもつながっていくのだという思いを胸に活動していきます。

1 廣岡綾子さんの裁判をしっかりと支援します。

12月10日（水）に綾子さんの裁判がいよいよ公開となりますので、廣岡さんご夫妻を支援、社会的養護問題を解決していくための活動を開始いたします。まず、この裁判から日本の現状を学び、問題点を整理し、解決策を一緒に考えていきましょう。

2 子どもの専門家とされる児童相談所職員、児童施設の職員が「子どもの権利条約」を守り、施設内虐待を許さない社会を作ります。

3 虐待から子どもを守る第一線の機関である児童相談所のあり方について、具体的な提案を行っていきます。

4 「社会的養護」の問題について考え、社会的養護の子ども達の「アドボケイト機関」設立に向けて活動を行います。

○里親乱用裁判、社会的養護問題にご関心を持たれた方は、ぜひご入会ください。一口千円です。カンパもよろしくお願いいたします。後日、支援する会通信等を送らせていただきます。

問い合わせ・入会申込先

〒759-4401 山口県長門市日置上5370-8 廣岡逸樹方

廣岡綾子さんの裁判を支援し、社会的養護問題の解決を考える会

メールアドレス：syakaitekiyougokaiketu@yahoo.co.jp

ゆうちょ銀行 口座記号番号 01390-0-90522

加入者名 里親と社会的養護問題解決を考える会

***口座への振り込みは12月以降にお願いします。**

○アドボケイト機関：「アドボカシー（advocacy）」とは、社会的弱者、マイノリティー等の権利擁護、代弁の他、その運動や政策提言、特定の問題に対する政治的提言、保健医療 社会環境での性差撤廃、地球環境問題など広範な分野での活発な政策提言活動を指している。社会的弱者である「社会的養護」の子どもたちの代弁ができる独立した組織がないことが、絶対的権力を持った児童福祉行政組織の隠蔽体質、事なかれ体質を生んでいる。